

特定地域づくり事業協同組合制度の活用を

―離島における新たな働き方の提案

総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室

画期的な制度が誕生

令和二年六月四日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、〈マルチワークによる雇用の創出〉によって、産業の担い手不足に悩む地域の事業者と、地方への移住に関心を抱く都市部の若者等をつなぐ画期的な手法として、「特定地域づくり事業協同組合制度」は誕生した。

地域の事業者は、「仕事はあるが人がいない」「繁閑差が大きく通年で人を雇うほどの仕事量はない」「常勤で雇うのは経営体力的に厳しい」などの課題を抱えている。他方、都市部の若者等は、「地方への移住に対する興味はあるが雇用条件が不安」「何も知らない土地なので、まずはさまざまな業務を経験したい」といった想いを抱えているケースが少なからずある。本制度は、中小企業等協同組合法と労働者派遣法を活用し、事業協同組合を通じて地域の事業者が〈人材をシェア〉することによ

り担い手を確保するとともに、就業者に対して安定した所得と社会保険、多様な働き先を提供することで若者等が地域に入る環境を整備するものである。

対象となる地域は、人口の急減に直面している地域であって、人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援が必要であると都道府県知事が認める地区であり、過疎地域に限られないことに留意が必要である。

財政面では、組合の運営経費について市町村からの支援に対し、国の「特定地域づくり事業推進交付金」及び「特別交付税措置」の対象とするなど、手厚い財政支援措置が講じられていることが大きな特徴である。

全国の離島地域や中山間地域等において、地域の実情に応じた事業の組み合わせによる制度活用の検討が進められ、法施行から半年間ほどの準備期間を経て、具体的な事業化が実現しつつある。

問合せ：総務省地域振興室（03-5253-5534）

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、U/Iターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

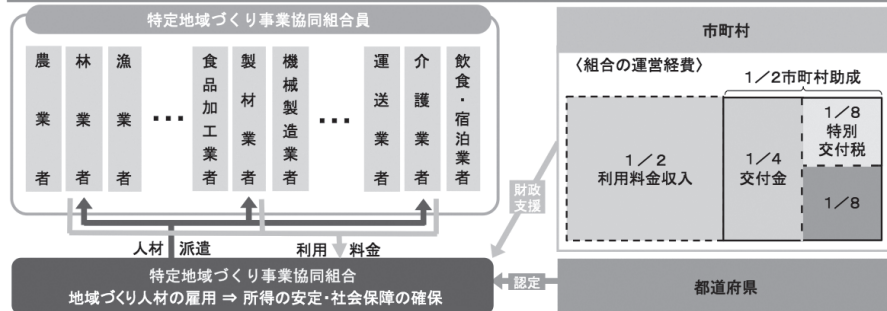
- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



離島地域での制度活用における期待

令和三年一月に本制度を活用して派遣事業を開始した「海士町複業協同組合」（島根県海士町）では、冬の水産業定置網にはじまり、春は人材育成・学習支援業、夏は飲食・宿泊業、秋は食品加工业といった季節ごとの多様な仕事を組み合わせることにより、マルチワーカーが通年で働く場を提供している（詳細は次ページ参照）。本年度の交付金額は、九四五〇〇〇円（二月八日交付決定）である。

繁閑差の大きい第一次産業が主要産業となっている離島地域においては、マルチワークという働き方がなじみやすいと考えている。また、第一次産業に加え、第二次・第三次産業を組み合わせ、六次産業人材とするなど、地方への人材回帰の受け皿となることが期待される。さらに、単なる若い労働力として移住者を呼び込むことにとどまらず、祭りや地域活動への参画を通じ、地域活性化の担い手としても活躍してもらうことも有効であろう。

都市部で働く若者等の地方へのU/Iターンによる移住・定住のきっかけとして、この「特定地域づくり事業協同組合制度」が離島地域を含む全国に普及し、安心して地方で暮らし続けることができる雇用環境が整っていくことを大いに期待しながら、総務省では各地の事例の情報提供や、組合の運営費に対する継続的な財政支援により、地方の取組を後押ししてまいりたい。

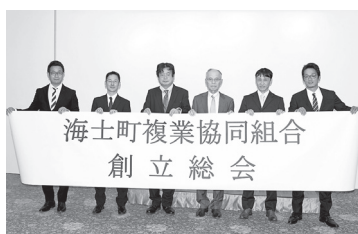
制度の活用で思い描いた 島暮らしの実現を

海士町複業協同組合事務局長 太田 章彦

■国内初認定を目指して

「人口急減地域特定地域づくり推進法」は、海士町観光協会が数年にわたり実施してきた「マルチワーカー」を参考につくられた法律案だったこともあり、海士町では国内初の認定事例になることを目指して取り組んできました。また、マルチワーカーを次なるステージへと押し上げるためにも、特定地域づくり事業協同組合を海士町で設立させない理由はありませんでした。

しかし、前例がない特定地域づくり事業協同組合のルールづくりは、試行錯誤の連続でした。紆余曲折を経ながら生まれた「海士町複業協同組合」の組織名称には、農協や漁協のように地域に深く馴染み、この複業という働き方が全国に広がっていつてほしいという願いを込めています。



海士町複業協同組合創立総会の様子(筆者撮影)。

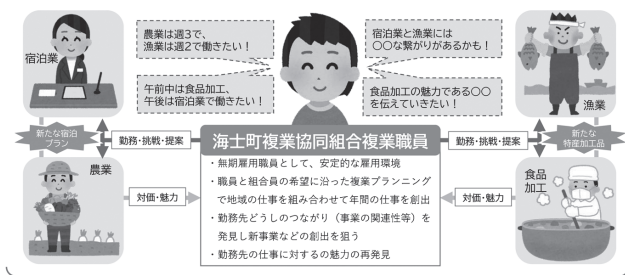
■組合社員と企業へのサポートが鍵

必要な条件を満たすことにより届出での派遣業を行うことができる「特定地域づくり事業協同組合制度」ですが、同じ派遣業でも都市部と離島・中山間地域では大きく特徴が異なります。具体的には「離島・中山間地域では、自然との距離が近いゆえに第一次産業の存在がとても重要になる」という点です。人口約二二〇〇人ほどの小さな島である海士町に限って言えば、業種や産業に限りがあり、それぞれを季節などで横断して働く必要があります。裏を返せば、働き方ひとつでさまざまなことに触れられる機会があり、仕事と自分のやりたいことが〈フィット〉する可能性が高まるのではないかと期待しています。

組合の設立にあたり最も苦労したのは、会議での論点整理です。発起人会、理事会、経営会議などを複数回にわたり行なってきましたが、出席者には「組合員(特定地域づくり事業協同組合員)」としての意見と、「一企業(組織)の社長や代表者」としての意見があり、組合が目指すべき方向性が定まらないことが多々ありました。ただ、そのほとんどが今後の事業運営にあたって、ないがしろにしてはいけない貴重な意見でした。

例えば、組合社員(マルチワーカー)の給与水準については、低すぎれば組合に応募者が集まらないかもしれない

海士町複業協同組合(特定地域づくり事業協同組合)の事業活用イメージ



職員の働き方と勤務先の魅力向上による、地域社会の維持と地域経済の活性化を狙う

い、高すぎれば組合員企業の社員とのギャップにより不公平感が生じるため、会社の社長や代表者としては賛成し難い、という意見がありました。そんなとき、私としては「決して受け身にならず、事務局としての意志を示す」ことで議論を建設的に進めていきました。

直近で直面している課題は、組合社員の確保です。当事業にどれほど魅力を感じたとしても、島への移住が前提となるため、都市部での転職活動以上に労力と費用、時間がかかります。さらに、海士町にはハローワークも不動産屋もないため、仕事や住宅のことは、一人で調べようと思ってもなかなか情報が得られないなど、応募に対するハードルが高いのが現状です。私たちに与えてみると、

可能性を減らしていることになります。そのため、移住前に提供する職業体験などの充実が、重要になってくると感じています。

また、事務局が組合社員と組合員企業の間に立ち、双方をフォローしていく体制づくりも課題です。海士町には、観光協会が行なっていたマルチワーカーの経験と実績はありますが、組合社員それぞれが思い描く働き方を実現させていくことは、「前例のない働き方に挑戦していく」ことだと思っています。事務局としてどれだけ関係者のサポートをできるかが、当事業の成功の鍵になると考えています。

■島の働き方の新たなスタンダードに

都市部から島への引っ越しで、思い描いた仕事や暮らしが実現できるかどうかは、どれだけ事前情報を得ていたとしても、賭けのようなものです。自身が描く理想と、地域の課題(現実)との照らし合わせができるのも引っ越し後のことになるので、不確定要素を抱えながらも移住を決断するしかないのが現状です。そういった意味で、特定地域づくり事業協同組合制度は、島でのより良い暮らしの確立を、賭けではなく、少しずつでも着実に手繰り寄せるための今までにない手法だと思っています。(マツチ)から(フィット)へ——地方移住の新たなスタンダードを、この制度を活用して模索していきます。